

次の宅地建物取引業者（以下「業者」という。）について事務所の所在地が確知できないため、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定によって、公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該業者から申出がないときは、同項の規定によって、当該業者の免許を取り消す。

令和二年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

株式会社 Astral	商号又は名称	松島 靖史	代表者氏名	広島市南区宇品西二丁目一番三十一号	宅地建物取引業者名簿に登録されている事務所の所在地
-------------	--------	-------	-------	-------------------	---------------------------